

○ 寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱

平成23年4月1日

改正 平成25年4月1日

平成27年4月1日

平成29年4月1日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づいた寒川町地域福祉計画の推進を図るため、寒川町地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、町長に対して必要な助言、提言等を行うものとする。

- (1) 寒川町地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民 2人
- (2) 学識経験を有する者 1人
- (3) 茅ヶ崎医師会の代表 1人
- (4) 茅ヶ崎歯科医師会の代表 1人
- (5) 寒川町自治会長連絡協議会の代表 1人
- (6) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表 1人
- (7) 寒川町社会福祉協議会の代表 3人
- (8) 町内の福祉関係団体等の代表 6人

(9) 神奈川県社会福祉協議会の代表 1人

(10) 神奈川県平塚保健福祉事務所職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。(前条第2項第1号に該当する委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)第4条第3号の規定によるものとする。)

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果報告)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、町長に対し会議の結果を報告することが出来る。

(議事録)

第9条 推進会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第10条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。